

# 「避難確保計画」ひな型

施設名( )水害時の避難確保計画

## 1 目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

## 3 防災体制 及び 避難誘導

### 【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測所名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

各河川の観測所名一覧

※避難情報等(防災情報)の発表に際し、大阪市域では判断の基準となる観測所が以下に定められています。

河川名	淀川	大和川	神崎川・天竺川・高川・安威川
観測所名	枚方地点	柏原地点	三国地点・天竺川橋地点・水路橋地点・千歳橋地点

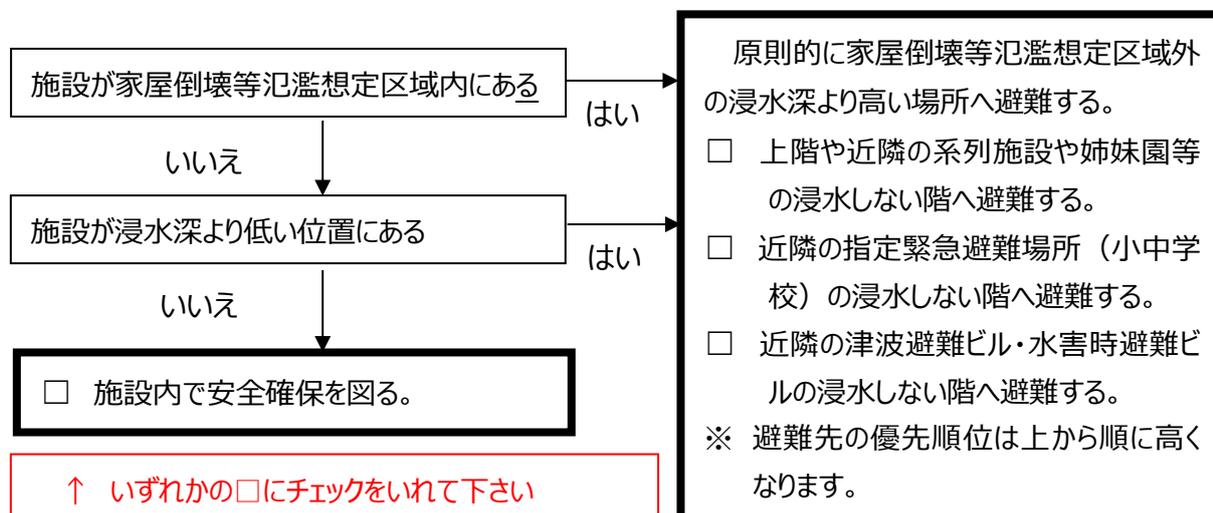
河川名	寝屋川水系(寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川)	東除川・西除川	旧淀川流域等(大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川)
観測所名	京橋地点	大堀上小橋地点・布忍橋地点	京橋地点

※「川の防災情報(国管理河川)」や「大阪府河川防災情報(大阪府管理河川)」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において 氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3の発令 <input type="checkbox"/> 洪水警報発表 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において 氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル4、5の発令 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において 氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



「避難確保計画」ひな型

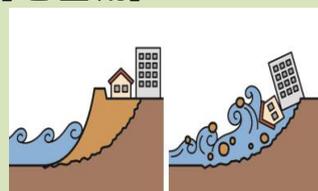
洪水時の避難場所は、（                    ：住所                    ）とする。  
 避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。  
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が2階以上であれば屋内で安全確保 施設が1階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が3階以上であれば屋内で安全確保 施設が2階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が5階以上であれば屋内で安全確保 施設が4階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

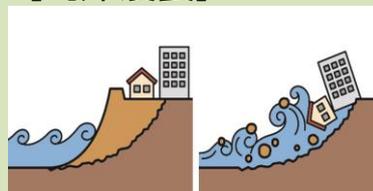
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています。

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

## 【高潮の場合】

高潮時は、以下の体制をとる。自主避難体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

高潮の想定浸水深	～	m
----------	---	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 <input type="checkbox"/> 台風が発生し、暴風警戒域が 大阪市域にかかる予測がされ た場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～ 48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 大阪府知事より、「府民へのメ ッセージ」が発表 <input type="checkbox"/> 大阪市から自主避難情報の 呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報 収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休業の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～ 12 時間前】 以下に該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制  
が整い次第、随時避難を実施する。

## 【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深	～ m
------------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- 自施設内で安全確保を図る
- 避難場所を設定する（          ：住所          ）  
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。  
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

### ※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、高齢者等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>



## 4 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]） ・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]） ・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル3以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]） ・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

- ・ 停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

### (2) 情報伝達

- ・ 別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

## 5 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

### 【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

## 6 防災教育及び訓練の実施

毎年 月または採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する

↓ 7 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

## 7 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

(1) 別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日

大阪市長 殿

(施設所有者)

住 所 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 \_\_\_\_\_

(施設管理者)

住 所 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、水防法第 15 条の 3 に基づき、避難確保計画を  作成  変更 ] したので報告します。

施 設 の 名 称 (旧名称)		
施 設 の 所 在 地 (旧所在地)		
施 設 の 用 途	<input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 保護施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 障がい児・障がい者施設 <input type="checkbox"/> その他 (            )	
施設人員 (最大)	利用者                      名	従業員                      名
連 絡 先	担 当 者	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	@
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ※印の欄は記入しないこと

# 水害に対する避難確保計画セルフチェックシート

施設名			
所在地			
連絡先		担当	

チェック項目				セルフチェック
<b>施設の所在地に以下の被害想定(浸水)がある</b> ※インターネットの「マップナビおおさか」にアクセスし、施設の被害想定(浸水深さ)を確認してください。複数の河川で浸水が想定されている場合もありますので、必ず全ての河川ごとの浸水状況を確認し、津波や内水氾濫についても確認してください。 URL: <a href="https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/">https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/</a>				<input type="checkbox"/>
QRコード	淀川 ~ m	神崎川・天竺川・高川・安威川 ~ m	大和川 ~ m	
	寝屋川水系 ~ m	東除川・西除川 ~ m	旧淀川流域等 ~ m	
	高潮 ~ m	内水氾濫 ~ m	津波 ~ m	
計画目的に「水害」を想定している				<input type="checkbox"/>
防災体制を定めている				<input type="checkbox"/>
担当職員の情報収集方法や体制を定めている				<input type="checkbox"/>
職員・利用者への情報伝達方法や体制を定めている				<input type="checkbox"/>
警戒レベル3で避難誘導する体制を定めている				<input type="checkbox"/>
避難情報等を収集するための設備や資機材がある				<input type="checkbox"/>
訓練実施を予定している				<input type="checkbox"/>
建物の全階数/施設の利用階層数 (例①5階建て2階部分=5/2 ②3階建の全階=3/全)				/
施設が家屋倒壊等氾濫区域外にあり、かつ浸水深より高い位置にある場合				
施設内で安全確保を図る。				<input type="checkbox"/>
施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるか、区域外だが浸水深より低い位置にある場合				
水害時の避難場所への避難誘導計画を定めている				<input type="checkbox"/>
避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルートと方法である				<input type="checkbox"/>
郵送の場合は返信用の封筒と必要分の切手の封入を確認した				<input type="checkbox"/>
メールの場合はアドレス【 <a href="mailto:hinan-kakuho-eikaku@city.osaka.lg.jp">hinan-kakuho-eikaku@city.osaka.lg.jp</a> 】を確認した				<input type="checkbox"/>

## 非常時に優先的に実施する業務（例）

災害発生 タイムラ イン目安	発災時	発災当日から数日	発災 3～5日程度	発災から 1週間程度
判断基準	利用する子ども・職員の安全確保	生命・安全を守る最低限の業務	生命・安全を継続的に守る	ほぼ通常どおり
主たる事業 (保育)	施設の子どもがいない場合は臨時休園		施設や施設整備インフラに被害がある場合は、臨時休園	可能な業務から再開
情緒安定	声掛け等に対応		体調チェック・声掛けに対応	
トイレ対策 (排泄)	備蓄品や非常用トイレに対応	備蓄品や非常用トイレに対応 おむつや汚物の一時保管場所を決め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレに対応 水道・電気・排水等が復旧ならば通常のとおり	
宿泊対応	備蓄品で対応			原則利用する子どもがいないため対応不要
防寒 避暑対策	冷却グッズ（夏季）やカイロや備蓄品の断熱シートや新聞紙や布団等（冬季）で対応		電気当が復旧なら、空調を使用 または備蓄品で対応	
引き渡し	子どもの引き渡しの対応			引き渡しまで時間のかかる児童や引き渡しできない児童の対応（こども相談センターへの引継ぎ）
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して提供（3食・定時でなくともよい）	ガス等が復旧なら、できる範囲で調理したものを提供	原則利用する子どもがいないため対応不要
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送薬の必要なこどもに与薬		利用することもがいる場合健康確認	通常とおり（必要な場合に対応）
関連事業 (一時 預かり等)	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再開（主たる事業が再開した後の対応）

## 地震発災時の時間経過別の対応（例）

市内 24 区のいずれか 1 区でも震度 5 弱以上地震が発生したら、業務継続のための対策を開始する。

	施設の対応
① 災害発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応：防災組織の立ち上げ（防災組織の体制構築を参照 p. ）情報収集を行う。</li> <li>・市内 24 区のいずれか 1 区でも震度 5 弱以上を観測した場合は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし児童全員の引き渡し完了するまでは、保育を継続する。（通常時から連絡体制を構築しておく）</li> </ul>
② 発災直後に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を継続できるという判断ができる時は、通常保育を継続する。</li> <li>・他への避難が必要な場合は、避難先の安全確認後、避難する。（避難先を掲示しておく）</li> <li>・安否確認、声かけ（子どもの不安解消に努める）</li> <li>・負傷者の救護・応援措置（必要に応じ医療機関へ連絡・搬送）</li> <li>・初期消火</li> </ul>
③ 発災～半日程度に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信手段の確保</li> <li>・法人や「大阪市行政オンラインシステムにて」市へ報告</li> <li>・職員の安全確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）</li> <li>・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る</li> <li>・利用する子どもの安否確認の集約</li> <li>・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにする。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とする。</li> <li>・業務を通常どおり継続できるかの判断を行う。</li> <li>・避難の必要性を検討する。（避難時は通電火災防止のためのブレーカーを切る）</li> <li>・保護者への連絡。</li> <li>・可能な人から順次、保護者への引き渡しを開始する。 （引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は保護者と子どもと一緒に施設内に待機させ、安全確保を図る）</li> </ul>
④ 発災当日に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施</li> <li>・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配</li> <li>・ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配</li> <li>・子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保</li> <li>・施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続が避難を判断する</li> <li>・情報収集を行うとともに、施設の状況について法人や「大阪市行政オンラインシステムにて」市へ報告。</li> <li>・可能な人から保護者への引き渡しを継続的に行う。 （引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は保護者と子どもと一緒に施設内に待機させ、安全確保を図る）</li> </ul>
⑤ 発災後 2～3日に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難した場合は避難先での業務継続のための検討</li> <li>・安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する。</li> <li>・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配</li> <li>・ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配</li> <li>・子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保</li> <li>・保護者、法人等、「大阪市行政オンラインシステムにて」市へ報告への連絡</li> <li>・施設建物・設備の被害箇所の確認と記録</li> <li>・職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的支援・物的支援の得対応と地域ニーズの対応</li> </ul>
<p><b>⑥発災後 2～3日 以降に実 施すること</b></p>	<p>優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始める。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大する。 【施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。 また、通常保育を行うことができない状況でも、臨時休園した翌日は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。】</p> <p><b>通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成</li> <li>・施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備</li> <li>・ライフラインの点検・復旧手配、電話やLAN・ネットワーク関係の復旧手配</li> <li>・人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応</li> <li>・OA機器・備品類の買い替え、買い足しの手配</li> </ul> <p>・保護者へ引き渡しができない、または引き渡しに時間がかかる子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎを行う。</p>

## 風水害発災時の時間経過別の対応（例）

	施設の対応
①気象庁から 注意報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討し、施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する。</li> <li>暴風警報、特別警報が発表されたら、施設を臨時休園とすることを、できるだけ早く保護者に情報を伝える。（通常時から連絡体制を構築しておく）</li> </ul>
②気象庁から 暴風警報 特別警報 （大雨・暴風・波浪） 発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴風警報、特別警報が発表され、施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する。</li> <li>保育時間中であれば、警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし、児童全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。（風雨が強くなった場合には、安全になるまで帰宅させず、保護者ととも施設内にとどまるようにする。）</li> <li>子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全ゾーンへ子どもを誘導し、避難を行う。</li> <li>災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する。</li> <li>浸水のおそれのある地域は、子どもの安全確保のため、早めに避難を開始する。</li> </ul>
③気象庁から 警戒情報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市から高齢者等避難が発令されたら、避難所に避難を開始する。ただし、周辺の状態を十分確認し、外に出ることが危険な場合は、施設内の安全ゾーンへ移動する。</li> </ul>
④気象庁から 特別警報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保する。</li> <li>外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。</li> </ul>
⑤避難後	<p>①避難先での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、子どもを施設へ誘導する。（施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設に戻る）</li> <li>引き続き避難が必要な場合は、避難先での業務系青くのための検討をする。</li> </ul> <p>②保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの状況や避難している場合は、避難場所についてあらかじめ定めていた方法で保護者へ情報を共有しておく。</li> </ul>
⑥業務再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開する。</li> <li>避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開する。</li> </ul> <p>【避難情報や警報が解除され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。 また、通常保育を行うことができない状況でも、臨時休園した翌日は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。】</p> <p><b>通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。</b></p>

## 避難訓練の事例（訓練内容とBCP点検・見直しのポイント）

災害の種類	訓練内容	BCPの点検・見直しのポイント
地震 ： 日中の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の安全確保</li> <li>・安否確認</li> <li>・職員参集訓練</li> <li>・防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動）</li> <li>・保護者との連絡訓練</li> <li>・関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保：安全確保行動がとれたか</li> <li>・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か</li> <li>・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か</li> <li>・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認</li> <li>・連絡フロー確認：適切なフローか</li> <li>・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認</li> <li>・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか</li> <li>・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か</li> <li>・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか</li> </ul>
地震 ： 職員 の 少ない 夕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の安全確保</li> <li>・安否確認</li> <li>・職員参集訓練</li> <li>・防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動）</li> <li>・保護者との連絡訓練</li> <li>・関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証）</li> <li>・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か</li> </ul>
火災発生 地震に伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時の避難訓練</li> <li>・消火訓練</li> <li>・防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>・関係各所・保護者との連絡</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火ができたか</li> <li>・火災時の避難行動が適切か</li> </ul>
津波発生 地震に伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波発生時の避難訓練</li> <li>・安否確認</li> <li>・職員参集訓練</li> <li>・防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>・保護者との連絡訓練</li> <li>・関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか</li> </ul>
風水害 ： 台風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練</li> <li>・安否確認</li> <li>・職員参集訓練</li> <li>・防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>・保護者との連絡訓練</li> <li>・関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか</li> <li>・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か</li> </ul>